

水生生物保全環境基準の水域類型指定の考え方について

1. 国が類型指定を行う水域について

環境基本法第十六条第二項第一号により『2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令*¹で定める水域』は国が類型指定を行うこととされている。

国が類型指定を行う水域のうち海域は、東京湾など全部で10海域である（参考資料2参照）。

水生生物保全に係る海域の類型は、魚介類生息のための海生生物A類型と、産卵場、幼稚仔の生育の場のための海生生物特A類型に区分され、その設定方法はこれまで水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（第2次答申）及び図1に示す考え方に基づき行われている。

*1 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）

2. 海域における特別域指定の考え方

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（第2次答申）（平成20年6月）」抜粋

特別域は対象水域に生息する水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域である。

海域における特別域の指定については、自然現象などにより、生物が利用する水域の構造が変化することなどを踏まえ、法令等により、産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面のほか、恒常的に産卵場等として重要な水域であって実際に産卵がおこなわれていることが、漁業関係者、NPOあるいは行政等により確認されている水面とする。具体的な水域としては以下のとおり。

- ① 水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域。
- ② 保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域。
- ③ 地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれうる水域。

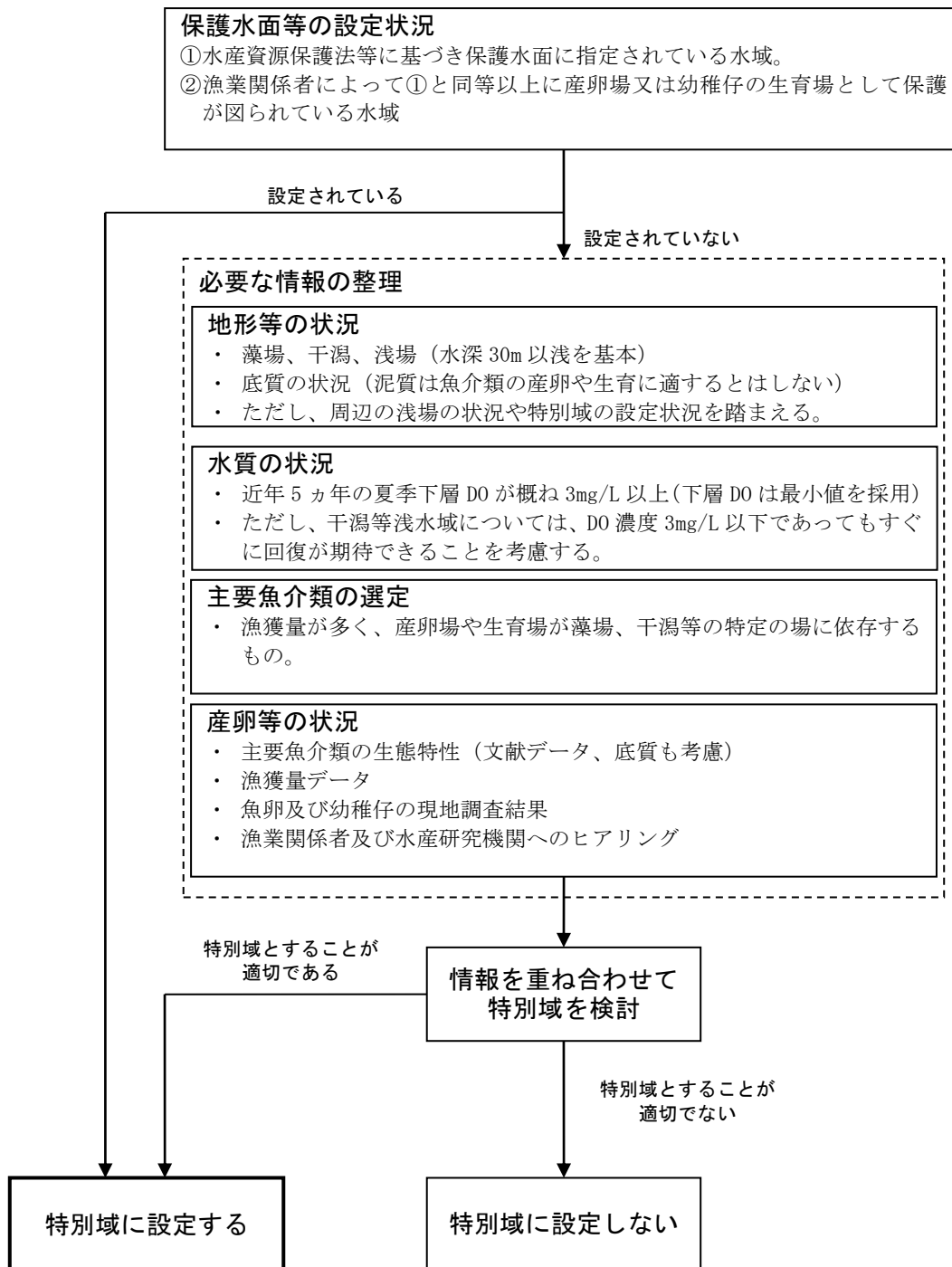


図 1 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定における特別域の設定方法

3. 瀬戸内海（大阪湾を除く）における類型指定の考え方

〔中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会（第27回）（平成25年12月）資料3、同専門委員会（第28回）（平成26年1月）別添資料2をもとに作成〕

（1）想定される産卵場または幼稚仔の生育場としての好適な水域について

大阪湾を除く瀬戸内海の検討対象水域（播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘）において、地理条件及び水質条件から主要魚介類の産卵場または幼稚仔の生育場として好適な水域を区分すると、水域によっては非常に複雑な形状となることが想定される。

- ① 島が多数存在することにより、藻場（島の周囲に繁茂）が点在していることから小範囲の特別域が点在することになり得る。
- ② 水深30mまたは底質（泥）で区切った場合に、特別域が多数の飛び地になり得る。

（2）類型指定検討の進め方について

以下①、②の好適な水域について、水域を細分して類型指定することは実際の水環境管理に混乱が生じるおそれがあるため、可能な範囲で一括して指定する*2。

- ① 島しょ部で藻場が点在する場合
- ② 好適な浅場が地理条件で複雑な形状となる場合

*2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第1次答申）（平成18年4月）に示される類型指定方針。

その他、以下の点に留意して設定する。

- ・隣接する県の指定水域との連続性を考慮する。
- ・港湾内、漁港内は特別域としない。

<参考> 水生生物の保全に係る環境基準類型【抜粋】

3 海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L 以下